| | |
|---|---|
| 第十七条の七の三第四項 | 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社 |
| 第十七条の七の三第五項 | 銀行法施行規則第十七条の七の三第二項から第四項までの規定を準用する場合 |
| ［略］ | |
| 第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第四号及び第五号、第七項第四号並びに第八項第四号を除く。） | 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出 |
| ［略］ | |

2　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法施行規則の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 第十七条の二第六項第九号ト | 事業者等 | 事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。） |
| 第十七条の二第十二項 | 百分の五を | 百分の十を |
| 第十七条の二第十四項 | 14　法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。<br>一　次条第二項第十二号に掲げる業務 | 14　法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。<br>一　次条第二項第十二号に掲げる業務 |

| | |
|---|---|
| 第十七条の七の三第三項 | 銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社 |
| 第十七条の七の三第四項 | 銀行法施行規則第十七条の七の三第二項及び第三項の規定を準用する場合 |
| ［同上］ | |
| 第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号及び第四号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。） | 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出 |
| ［同上］ | |

2　［同上］

| 読み替える銀行法施行規則の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| ［項を加える。］ | | |
| 第十七条の二第十一項 | 百分の五を | 百分の十を |
| ［項を加える。］ | | |